



日刊 重労千葉

國鐵千葉動力車勞働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

90.12.19 No. 3324

内野総長

JRの異常な実態を 全面的に暴き出す

勤労千葉弁護団は、これに對し、松田・力村の証人としての出廷を求めたが、JR當局は、一旦書証として提出した松田・力村証言調書を撤回してまで、証人としての出廷を拒否したのである。

のであった。自ら一再審査を申し立てておきながら、証人ひとりたることなく何ひとつ立証しようとしたのである。彼らがやつたことはと言えば、松田・力村の国労事件における証言のコピーをはじめ、厚さにして三〇センチの書証だけを持ち込んで、これで判断しろ、というただそれだけである。

十二名をJRに採用せよ」との命令を一切履行することなく、不当にも中労委に「再審査」を申し立てた。

利命令獲得に向けて大づめの段階に入つてゐる。

十二月十二日、中央労働委員会において、清算事業団十二名のJR採用差別事件、第一回審問が行われ、中野委員長が証言にたつた

十二日の中野委員長証言は、こうした状況のなかで行われた。審問のなかで中野委員長は、①「職場規律の確立」と称して開始された国鉄分割・民営化の、組合潰し攻撃としての本質、(2)二波のストライキにに対する二八名の不当解雇が、かつて例のない大量不当処分であつたこと、(3)この処分を理由として行われた清算事業団送りが、まさに二重の不当性を持つていてこと、(4)安全などかなく捨てる労務政策・組合潰しを優先させるJRの異常な異態等を全面的に暴き出した。

一方、JR側からの反対尋問は、中野委員長の証言に対する反論などひとつもできず、地労委において全面的にしりぞけられた、「『除斥期間』（救済申立が不当労働行為のあつた日から一年間をすぎていると無効であるという有効期限）を過ぎているから無効だ」（これは全くのウソ・データラメ！）といきケチつけだけで、早々と終つてしまつたのである。JRは、またしても十二名の首を切つておきながら、まともな主張すらできなかつたのだ。

中労委における闘いは敵を圧倒して、勝利的に結審した。最終陳述書の提出指定期は、二月末である。いよいよ、中労委闘争も大づ

めだ。一
向けて、
切り捨
許さず、
解雇撤
とろう

キロのおよそ三分の二を占め、一方「効率化」と称して、東北本線など一八線区で列車の廃止と、磐越東線など三線区にワンマン運転の拡大をするというものである。

(1) 千葉四〇キロ圏で増発
(2) 成田アクセス開業を始め、千葉支社で約七〇〇キロ、全社一二〇〇〇

二月二日JR東日本本社・千葉支社は「九一・三ダイ改」についての概要を提案してきた。

JR東日本

「91.3.5」改

尚、成田快速は一六往復を空港まで延長し、佐倉又は成田で分割・併合し、乗り入れは一一両とする。

停車駅は東京のみ、東京—空港間を五三分としている。：その為のスピードアップは、現行の曲線、本則十五キロの一〇〇K／Hを何と曲線、本則十ニ五キロ、一三〇K／H、また千葉—成田間は、一二〇K／Hという恐ろしい限りのアップだ。車両編成は、三両を基本に

二、房総特急の京葉線移行：外房一二往復、内房一二往復—全列車蘇我停車、

(1) 総武快速・緩行線：現行の輸送体系

(2) 京葉線

① 表定時分の見直し、
② 夜間帯に、線内快速
を君津・上総一ノ宮へ各
二往復、
③ 総武、成田、鹿島線
快速列車の、八街（一
往復）佐原（二往復）へ
延長運転、

(4) 内・外房線
千葉から四〇圈に、デ

こうした当局の動向に
対し、動労千葉は第一回定期委員会で、不退転の決意で闘うことを満場一致決定した。

以上が提案の概要であるが、JR当局は今だ、要員・担当区所も、労働条件も、何一つ示していない。その一方で「今後は積極的な広報・宣伝を展開する」として、マスコミ発表を先行させ、強行する。そんな意図がありと見ていい。

速列車の設定

往復)佐原(一往復)八
延長運転、
(4)内・外房線
千葉から四〇圈に、デ
-タイム一時間一本の快

(3) 総武、成田、鹿島線
快速列車の、八街(一)

①表定時分の見直し、
②夜間帯に、線内快速
を君津・上総一ノ宮へ各

(1) 総武快速・緩行線・現行の輸送体系